

離婚の思想文化史：
絆をほどいて：
第三回

英国国教会

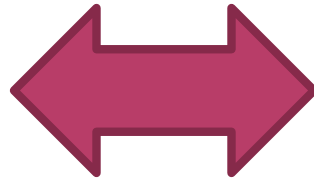
英国国教会

- **HOLBEIN, Hans the Younger**
Henry VIII
after 1537
Oil on canvas, 233,7 x 134,6
Walker Art Gallery,
Liverpool

http://www.ict.oxon-lea.gov.uk/best_practice/henry/The%20Wives%20of%20Henry%20VIII.htm



姦淫、近親相姦、大逆罪



6人の妻

- 妻：キャサリン1485-1536
1509年結婚、1533年離婚 → メアリ1世
- 妻：アン・プリン1507?-1536（キャサリンの侍女） → エリザベス1世
- 妻：ジェーン・シーモア（父：サー・ジョン・シーモア） 1537-1553
- 妻：アン（父：クレーフェ公） 1515-1557
- 妻：キャサリン・ハワード（父：ハワード卿） 1520?-1542
- 妻：キャサリン・パー（父：サー・トマス・パー） 1512?-1548

英国国教会：ヘンリーは離婚しなかった

- カトリックの教義・典礼を保持。
- 結婚の絆は人為的には不解消
- ヘンリー ×離婚申し立て
○結婚無効申し立て→「障害」
兄アーサーの先妻→特免を教皇から獲得



18年後

H側：男子誕生願望→若いアン

根拠：レビレト婚(「レビ記」20:21)

C側：処女としてHと結婚

教皇クレメンス七世（カルル五世の捕虜）

イングランドの宗教会議：特免無効を宣言

「離婚」という言葉

(1) 契約の解消 (divortium a vinculo matrimonii)

(2) 無効annulment :

結婚絆が当初から成立していない

(3) 別離separation :

結婚絆は成立しているが、別々な生活

学者の回答と議会

- ルター、ブツァー、エラスムス
無効とせずに結婚すれば重婚
- エコランパディウス
当初は無効であっても、性交と同居によって結婚は成立
- クラッター、ティンダル、ビーコン
 - ① 姦淫と② 遺棄の場合には離婚OK
 - ①' 再婚も可能 → 「諸教会法の改革」 (1550年代)
 - ③ 夫による暴行
- 19世紀半ばに離婚法が通過

カトリックの離婚観

カトリック：

結婚＝キリスト教徒による有効な契約

死のみが、この契約を解消する

配偶者のどちらか一方が生存している

→重婚禁止

例外：

配偶者のどちらか一方が遺棄した

性的交わりがない

姦淫を離婚事由としない国教会？

姦淫は離婚事由になるプロテスタント

- 1 聖書に明記（「マタイ」5:32）
- 2 結婚目的（共通理解）に抵触
(1)子孫生産、(2)不倫排除、(3)相互扶助
- 3 カトリックによる不倫の容認は聖句違反
(「レビ記」20:10)

プロテスタントからの不倫の死刑要求

- ◎ 「この世において死体は姦通への忌まわしい罰と見えるが、来世における忌まわしい苦しみに較べればなんでもない苦痛だ」（トーマス・ビーコン）

姦淫は離婚事由になる

1. 和解と強制的同居
2. 基本的には離婚を認めない
3. 結婚＝（不倫への防御）＋
（相互協力による美德）

基本的には離婚を認めない

講義内容

- ◎ 1. カトリックとプロテスタント
- ◎ 2. 17世紀イングランドとニューイングランド
- ◎ 3. 世俗化、啓蒙主義、フランス革命
- ◎ 4. 近代初期の社会における正式の離婚と非公式の離婚
- ◎ 5. 結婚挫折の意味とその文脈
- ◎ 6. 19世紀：自由主義とその反動
- ◎ 7. 社会問題としての離婚：1850年-1914年
- ◎ 8. 20世紀と大量離婚の勃興
- ◎ 9. 離婚増加をどう説明するか：1870年代-1990年代